



# 創業制度のご案内(R8.4.1現在)

		制度名	窓口	特別な資格要件	保証限度	保証料 (通常 1.0%)	貸付利率(年)	保証期間 (据置期間)	
<b>創業支援</b> <b>創業したい!</b> 創業計画策定のお手伝い【伴走支援】 ※創業計画書策定のお手伝いをいたします。 ☆県制度・市町制度創業前支援制度のご案内  <b>創業に向けての準備</b> 創業前の支援【伴走支援】 ※創業に向けてより具体的にご相談をお受けいたします。 ☆創業やお借入の際に必要な書類等のご案内  <b>創業スタート</b> 創業時の支援 創業後の支援 ☆創業に関するご相談をお受けいたします。  創業制度をご利用頂いたお客様を対象に、創業後の課題やお悩みの解決のために、職員が訪問し相談をお受けします。 ご希望のお客様に課題解決に向けて専門家の派遣をいたします。  <b>創業5年目</b> ※創業5年目以降も引き続き経営のご支援をいたします。	創業へのイメージを カタチに! お手伝いします。	創業関連	協会	基本的な資格要件をクリアされた方 (商工会で受付された方は保証料引下げを受けることが可能)	3,500万円	1.0% (商工会議所・商工会 0.7%)	金融機関所定	10年 (1年)	
		スタートアップ創出促進	協会	基本的な資格要件をクリアされた方 (商工会で受付された方は保証料引下げを受けることが可能) 経営者保証不要 税務申告1期末終了の方は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要	3,500万円	1.2% (商工会議所・商工会 0.9%)	金融機関所定	10年 (1年)	
	<b>奈良県制度・創業支援資金</b>	女性創業支援チーム 陽~kirari~にもご相談ください。	創業	県 経営支援課 0742-27-8807	基本的な資格要件をクリアされた方 (商工会で受付された方は保証料引下げを受けることが可能) ※2	3,500万円	0.8% (商工会議所・商工会 0.5%)	1.6%	7年 (1年)
			離職者等起業促進	県 経営支援課 0742-27-8807	申込時点において遡ること5年以内に離職した方または満60歳以上の方 知事の確認を受けた方 ※2	3,500万円	0.0%	1.6%	7年 (1年)
			認定特定	県 経営支援課 0742-27-8807	認定特定創業支援等事業による支援を受け、 証明書(市町村長)の交付を受けた方 ※2	3,500万円	0.0%	1.6%	7年 (1年)
			ブラッシュアップ枠	県 経営支援課 0742-27-8807	優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※1 ※2	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
			県産木材利用促進	県 県産材利用推進課 0742-27-7476	県産木材を建築物の内装の外装の見える部分に一定量以上使用し、 優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※1 ※2	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
			南部・東部枠	県 経営支援課 0742-27-8807	五條市、御所市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡、吉野郡で 創業予定又は既に事業を営んでおり、知事の認定を受けた方 ※1 ※2	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
			女性・若者・シニア UJターン枠	県 経営支援課 0742-27-8807	知事の認定を受けた方 女性、35歳未満、55歳以上、UJターン該当者 ※1 ※2	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
			飲食店枠	県 経営支援課 0742-27-8807	魅力ある飲食店を創業しようとして知事の認定を受けた方 ※1 ※2	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
宿泊施設枠			県 地域観光課 0742-27-8553	宿泊施設を創業しようとして知事の認定を受けた方 ※1 ※2	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)	
<b>市町制度</b>			奈良市創業	市 産業政策課 0742-34-4741	市内に居住または事業所を有している創業後5年未満の方 市内で事業を行う具体的計画を有する方	1,000万円	0.3%	1.1%以下	5年 (6か月)
	生駒市創業	市 商工観光課 0743-74-1111	市内に居住または市内に登録された事業所を有している創業後5年未満の方 市内で事業を行う具体的計画を有する方	1,000万円	0.0%	2.0%	500万円以下:4年(6か月) 500万円超 :7年(6か月)		
	香芝市創業	市 地域振興課 0745-44-3312	市内に居住または事業所を有している(法人の場合は、市内に登録)創業後1年未満の方 市内で事業を行う具体的計画を有する方	1,000万円	0.3%	1.0%	7年 (6か月)		
	大和高田市創業	市 産業振興課 0745-22-1101	市が定めたセミナーを受講し、市内で創業後1年未満の方 市が定めたセミナーを受講し、市内で事業を行う具体的計画を有する方	1,000万円	0.0%	上限1.0%補給	運転 :5年(6か月) 設備・運設:7年(6か月)		
	橿原市創業	市 地域振興課 0744-21-1117	市内に居住し、事業を行う具体的計画を有する個人 市内で事業を行う具体的計画を有する法人 ※既に創業している方はご利用いただけません	1,000万円	0.0%	1.1%	7年 (6か月)		
	桜井市創業	市 商工振興課 0744-48-3111	市内に居住する個人で、創業後5年未満の方または事業を行う具体的計画を有する方 市内に登録の事業所を有する創業後5年未満の法人または市内で事業を行う具体的計画を有する法人 市内で創業後5年未満または市内で事業を行う具体的計画を有する方	1,000万円	0.3%	1.0%	7年 (6か月)		
	葛城市創業	市 商工観光プロモーション課 0745-44-5111	市内に居住する個人で、創業後1年未満の方または事業を行う具体的計画を有する方 市内に事業所を登記している創業後1年未満の法人または市内で事業を行う具体的計画を有する法人	1,000万円	0.3%	1.0%	5年 (6か月)		
田原本町創業	町 かせぐ地域課 0744-34-2080	町内に居住する個人で、町内で創業後1年未満の方または町内で事業を行う具体的計画を有する方 町内に登記されている事業所を有する創業後1年未満の法人または町内で事業を行う具体的計画を有する法人	1,000万円	0.0%	2.0%	7年 (6か月)			

## 《基本的な資格要件》

### 【新しく事業を創業する計画の方】

- ①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方
- ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方
- ③分社化を計画する会社

### 【創業から5年までの方】

- ①事業を営んでいない個人が、事業を開始して5年未満の方
- ②事業を営んでいない個人が、設立した会社で、設立後5年未満の会社
- ③設立後5年未満の分社化された会社
- ④①が法人成りした会社で、個人事業開始後5年未満の会社

- ※1 制度要件により、創業から1年までの方のみ対象となる条件があります。各制度の併用は可能ですが、合計保証限度額は1,500万円となります。
- ※2 スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証の条件を満たすこと。(保証料年率0.20%上乗せ)

・市町制度の詳しい資格要件については各市町の担当窓口までお問合せください。

保証支援部 創業支援課 最新情報はこちらから  
☎0742-33-3520 HPのQRコードです

